平成二十六年四月一日から消費税率八% 組合事業の利用料金等の留意事項

図る税制の抜本的な改革を行うため 「社会保障の安定財源の確保等を

介しますのでご留意ください。なお、 法の一部改正」に伴い、 律」等による「消費税法および地方税 消費税の改正内容等は国税庁のホ の事業利用料金も一部変更となりま 正及び経過措置の適用から、 年四月一日から消費税率が五%から の消費税法の一部を改正する等の法 ムページ等をご覧下さい 八%に引き上げられます。この法改 以下に主な取引内容をもって紹 平成二十六 広酪

生乳取引

様に税率が変更となります 託生乳分から八%となります。 に関連して、 とされ、平成二十六年四月一日の受 「資産の引渡しがあった日」 乳価構成においても同 これ

二.購買品や市乳商品等の

なります。 での納品であれば消費税率は八%と が基準となりますので、 あっても、 三十一日までに予約注文した物で なります。なお、平成二十六年三月 月一日以降に供給したものは八%と 0) 販売については、 前 一と同様に購買品や市乳商品等 物品を引き渡した供給日 平成二十六年四 施行日以降 購買取引

三.畜産近代化リース事業

この貸付事業は「所有権移転ファ

す。 ません。 変更があったとしても各リース料納 率が適用され、その後の消費税率の 入時の「消費税相当額」に変更はあり イナンス・リース取引」に該当しま 貸付施設の引渡し時点の消費税

②平成十五年十二月三十一日以前に貸

譲渡代金ともに八%が適用

付開始リース(賃貸借取引リース)

三十一日迄に引渡しされた貸付施設 従いまして、 平成二十六年三月

②譲渡代金:平成二十六年四月一

日

推進課までご連絡下さい。

日以降は五%が適用

①基本貸付料:平成二十六年四月

まま変更はありません。 に係る消費税率は五%の

几

❶平成十六年一月一日以 ス(売買取引リース) 降に貸付開始したリ リース事業

②貸付開始時期が平成 ①貸付開始時期が平成十六 二十六年三月末までの 渡代金共に五%が適用 リース→基本貸付料、 年一月一日以降、 平成 譲

二十六年四月一日以降 ■畜還リース事業の改正内容を示す図

貸付 期 適用税率 区分 貸付開始時期 平成26年4月1日 基本貸付料 譲渡代金 平成16年1月1日 平成27年10月1日 平成16年1月1日 5% 平成26年3月31日 8% 平成27年10月1日~ 10% 5% 平成15年12月31日以前 5% 8% 5% 10%

0)

リース→基本貸

③前②の八%税率の適用から、この ることも想定されます。任意積立 支払に充てる任意積立金が不足す 以降は八%が適用。 金の変更を希望される方は、

❷平成二十五年十月一

 \exists

から

平

一十六年三月三十一日の間の契約

八%が適用になります

五 乳用牛購買事業 〔乳用牛導入事業〕

ります。 以降であっても消費税率は五%とな 割支払など、 費税率は五%となります。この場合、 乳用牛の引渡しが完了している場合 支払方法が六か月後一括、 |平成二十六年三月三十一日迄に 資産の引渡日が基準となり、 平成二十六年四月一日 六か月分 消

3M事業(乳用牛導入事業) 乳用成雌牛貸付事業

六

の適用があります。 「資産の貸付」に該当し、 経過措置

●平成二十六年四月一日以後の契約

例

■資産の貸付に関する経過措置

なります 年四月一 の施行日迄は五%、 平成二十六年三月三十一日まで 経過措置の対象となりませんの 平成二十五年十月 日からは八%が適用と 平成二十六 一日から

五%が適用されます! 経過措置の対象となりますので 年九月三十日迄の契約

月三十一日の夕方から平成二十六年 利用料金体系から、 夕方・朝の派遣を一セットとした

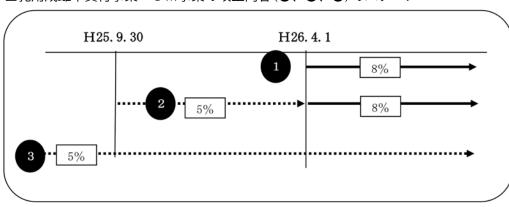
七 酪農ヘルパー

❸平成八年十月一日から平成二十五

四月一日の朝にかけての派遣は、こ 平成二十六年三

> 日」として消費税率は八%が適用と ことから、「人的役務の提供の完了 (平成二十六年四月一日)以後となる の派遣業務が終了した日が施行

指定日 施行日 (平成 25 年 10 月 1 日) (平成26年4月1日) 平成8年10月1日 指定日の前日 資産の貸付けに関する (平成 25 年 9 月 30 日) 経過措置の適用あり 賃貸借契約等の締結 施行日前からの継続貸付 ■乳用成雌牛貸付事業・3 M事業の改正内容(①、②、③)のパターン





八.登録事業

なります。

一十六年二月号、 一十一頁をご確認下さい。 「らくのうだより」前月号(平 N О. 三三九 . 成

預り金払戻手数料

九

平成二十六年四月から税込七五六



事業推進課 ☎ 0824-64-2072

「初乳」の出荷は禁止されています 出荷開始前に必ず検査を!

「初乳」とは分娩後約1週間以内の乳を言い、食品衛生法では分娩後5日以内の生乳出荷は禁止されています。初乳を出荷する場合には、この期間終了後に必ず初乳検査を実施されますようお願いします。万一、これらの生乳が混じって、血乳反応が出た場合には生乳



廃棄となり、一度タンクローリーに入れば、自らの生乳廃棄のみならず、他の生産者の生乳までも廃棄することとなります。また、これにより直送地区等で乳業社の受乳拒否となれば、輸送コストにまで影響を与え、生乳生産量の減少だけでなく、集送乳経費の増加にまで影響を与えます。生乳検査については初乳のみならず、抗生物質投与後の休薬期間後の検査も徹底しましょう。

廃プラ回収のお知らせ!!

平成26年度第1回目の回収を次の日程で行います。回収希望の方は最寄りの回収場所に時間厳守のうえお 持ち込み下さい。なお、回収日前日迄には申込書を本所事業推進課、又は各事業所へ提出下さい。申込書は最 寄りの各事業所に備えております。問い合わせは事業推進課又は最寄りの事業所まで。

回収場所	回収日	回収時間
高宮ミルクボーイ	4月21日(月)	
西部事業所	4月22日(火)	
東部事業所	4月23日(水)	何れの会場も午前11時〜午後3時まで
みわTMRセンター	4月24日(木)	
庄原TMRセンター	4月25日(金)	

総務管理課 ☎ 0824-64-2071

「ガソリン携行缶」取扱注意!

昨年8月、京都府福知山市の花火大会会場で、携行缶から発電機に給油しようとして爆発炎上し、多数の死傷者が出るといった痛ましい事故が発生しました。消防法等の改正によって、ガソリンスタンドでのガソリン持ち帰りも携行缶が必要となっています。取扱いには十分気を付け安全に作業を行いましょう。

◆ガソリン携行缶を取り扱う際の注意事項

- 1. 可燃性蒸気が流出しないよう、必ず密栓して下さい。
- 3. 消防法令で定める基準に適合した金属製容器(試験確認済証の表示)を使用して下さい。
- 4. 直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないで下さい。
- 5. 発電機等に注油する際は、必ずエンジンを停止して行って下さい。

◆ガソリンの危険性

- 1. 気温が-40℃においても可燃性蒸気を発生し、静電気などを原因とする小さな火源でも引火します。
- 2. 可燃性蒸気は空気より重く、低所に溜まりやすい性質を持ちます。
- 3. 比重が水よりも軽いため、ガソリン火災を水で消火しようとすれば、ガソリンが水に浮き被害が広がります。

